|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 章 | 項目 | 該当箇所 | 運用 |
| Ｐ16 | Ⅳ　市町村における保険料の標準的な算定方法 | ２　標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） | ④　賦課限度額医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分とも、施行令で定める額 | 　市町村標準保険料率は引き上げ前の賦課限度額に基づき算定されることから、府内統一基準としての賦課限度額は、「府が各年度において改正後の国民健康保険法第82条の３第１項の市町村標準保険料率を算定し、同条第３項の通知を行う日において施行されていた施行令で定める賦課限度額」とする。【H30.2.2】 |
| Ｐ18 |  | ４　事業費納付金の算定方法 | 保険料総額と事業費納付金について（イメージ） | 保健事業費については、図示のとおり、市町村の取組を充実するため、当初は、保険料総額（医療分）の●％を保健事業分として、事業費納付金の対象となる保健事業費（共通分）を除く部分は独自事業分として市町村特会に残る仕組みとしていた。　この仕組みにより定率で市町村特会に残した場合、市町村によっては活用機会のない事業費が残ることが想定され、調整会議等において保険料の抑制財源に充てるべきとの提案があり、独自事業分もすべて事業費納付金対象とし、『保険料総額（医療分）の●％』を上限と定めた上で、各市町村の事業実績に基づき交付するという方法とするものである。【H30.2.2】 |
| 頁 | 章 | 項目 | 該当箇所 | 運用 |
| Ｐ34 | Ⅷ　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進 | ２　保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い | 　新制度における市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村が保険給付費等交付金の収納事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することで、都道府県が国保連合会に対して交付金を直接支払うことができる仕組みとしていることから、次の費用については、府から府国保連合会へ直接支払いを行う。（略）　①　（略）　②　特定健診費用　③　（略） | 　当初、特定健診費用は普通交付金として交付可能との国の見解を踏まえ、直接支払いの対象として整理をしていたところ、その後、国から、普通交付金として交付可能な特定健診費用は市町村負担分に限られ、特定健診負担金（国・都道府県の負担部分）は特別交付金であることが示された。　都道府県から国保連合会へ直接支払いの対象は普通交付金に限られており（省令第２条）、特別交付金である国・府の負担分は直接支払いとすることはできないため、普通交付金・特別交付金の別で支払先が異なれば、市町村の事務が煩雑になることが想定される。　このため、特定健診費用については国保連合会への直接支払いを行わず、普通交付金・特別交付金として市町村に交付することとする。【H30.2.2】 |
| Ｐ34 | Ⅷ　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進追加（案） | ２　保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い | 　新制度における市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村が保険給付費等交付金の収納事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することで、都道府県が国保連合会に対して交付金を直接支払うことができる仕組みとしていることから、次の費用については、府から府国保連合会へ直接支払いを行う。（略）　①　療養給付費等現物給付（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復）　②　（略）　③　（略） | 　柔道整復療養費と同様に、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費（以下「あはき療養費」という。）についても、平成31年1月から、受領委任が制度化されたことを受け、大阪府内の国保保険者・後期高齢者医療では、平成31年9月から府内で統一的な事務の取扱いのもと制度を導入することとした。　制度導入にあわせ、あはき施術療養費の審査支払業務を国保連合会に委託することにより、当該事務が生じる同年10月から療養費及び審査支払手数料についても直接支払いの対象とする。【H31.3.26（提案）】 |